

養老保険

無配当養老保険／5年ごと利差配当付養老保険

2019年10月改定



必ず
ご確認
ください

法人で加入をご検討される場合、
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

5つの特徴

1

死亡・所定の高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。

2

満期保険金で将来のための資産形成が計画的に準備できます。

3

「無配当」と「5年ごと利差配当付」の2種類があります。

保険料の割安な「無配当養老保険」と、責任準備金などの運用実績により5年ごとに契約者配当金をお支払いする「5年ごと利差配当付養老保険」があります。

4

高額割引制度があります。

保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。
※保険金額の減額など、契約内容の変更により、上記の条件を満たさなくなった場合は、高額割引制度は適用されなくなります。

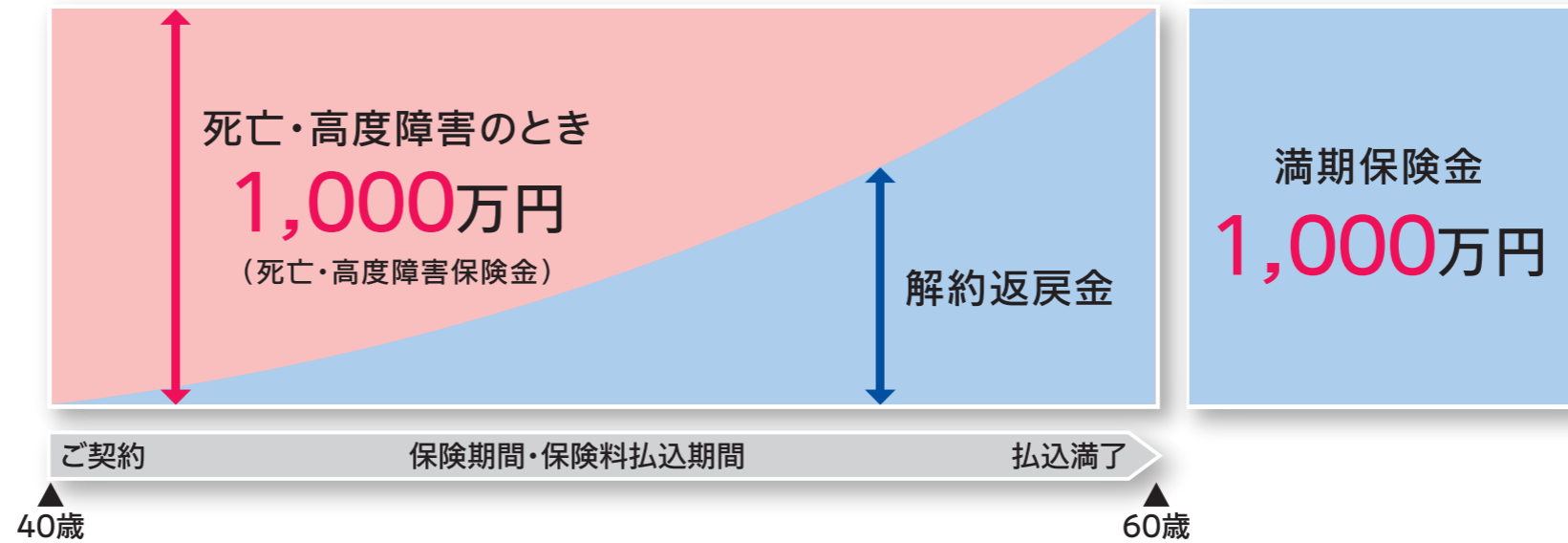
5

各種特約を付加できます。

各種特約を付加することで、ご自分に合った保障を組み合わせることができます。

ご契約例

●無配当養老保険 ●40歳男性 ●死亡・高度障害保険金額：1,000万円 ●保険期間・保険料払込期間：20年



「5年ごと利差配当付養老保険」の場合、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。契約者配当金は今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績などによって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

※上記ご契約例の場合、契約者配当金はありません。
※上記ご契約例のほかにもいろいろな保険金額、保険期間をご用意しています。詳しくは担当者にお問い合わせください。

保険料例(口座振替月払)

●保険期間・保険料払込期間：20年 ●死亡・高度障害保険金額：1,000万円

無配当養老保険

契約年齢(歳)	男性(円)	女性(円)
20	45,040	44,880
25	45,080	44,940
30	45,180	45,050
35	45,410	45,210
40	45,760	45,440
45	46,320	45,750
50	47,200	46,130

5年ごと利差配当付養老保険

契約年齢(歳)	男性(円)	女性(円)
20	45,880	45,720
25	45,910	45,780
30	46,020	45,890
35	46,230	46,050
40	46,590	46,260
45	47,150	46,580
50	48,020	46,960

※上記の保険料は2018年4月現在のものです。

特約

ニーズに合わせて、特約を付加できます。

- 1 死亡保障を上乗せしたい
定期保険特約
(無配当にのみ付加できます)
- 2 不慮の事故による死亡にそなえたい
災害死亡特約
- 3 満期保険金もほしい
養老保険特約
(無配当にのみ付加できます)
- 4 余命6か月以内と判断されるときに保険金を受け取りたい
リビング・ニーズ特約

※各特約について詳しくは「保険種類のご案内」をご覧ください。

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ず
ご確認
ください

ご契約の際は「**ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)**」
「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください

養老保険について

- この保険においてお支払いする保険金はつぎのとおりです。

保険金	お支払事由	お支払額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	
満期保険金	被保険者が保険期間の満了時まで生存されていたとき	

- 所定の高度障害状態について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- 保険料の払込総額が、お支払いする満期保険金額を上回りますので、ご契約の際は十分ご確認ください。

契約者配当金について

- 無配当養老保険には契約者配当金はありません。
- 契約者配当金は、責任準備金などの運用益が会社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。**契約者配当金については、今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績などによって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。**また、これに利息をつけて積み立てたものが5年ごと積立配当金ですが、この利率も経済情勢などにより変動します。
- 長期間継続したご契約については特別配当をお支払いすることがあります。
- 当社の養老保険には、無配当と5年ごと利差配当付の2種類があります。

無配当	5年ごと利差配当付
○契約者配当金はありません。	○責任準備金などの運用益が会社の予定した運用益を超えた場合に契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。
○5年ごと利差配当付に比べ、同じ保障内容の場合、保険料は割安となります。	○無配当保険に比べ、同じ保障内容の場合、保険料は割高となります。 ※契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績などによって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。

- 不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき

指定代理請求特約について

- この特約は、受取人に保険金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようにする特約です。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご希望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客様はつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客様の範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

法人向け保険商品のご検討に際して ご留意いただきたいこと



法人向け保険商品のご加入にあたっては、以下の点をご確認のうえでお申込みください。

税務の取扱い等については、令和元年6月28日付「課法2-13 課審6-10 査調5-3 法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」、令和3年6月25日付「課個3-9 課法11-22 課審5-2 所得税基本通達の制定についての一部改正について(法令解釈通達)」等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございます。

1 法人向け保険は、被保険者さまに万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とする商品です。
※お客さまニーズとの関係については、設計書やパンフレット等でもご確認ください。

2 「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。
法人から役員等への名義変更についても、原則、節税効果はありません。

3 保険本来の趣旨を逸脱する行為、例えば、「保険料の損金算入や課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮」を主たる目的とする保険加入や名義変更等は、税務署等からも租税回避行為と認識される可能性があることから、お勧めしていません。

4 保険会社は、法令に基づく税務署等からの照会に対して、保険契約の内容に関する情報を提供します。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先